

1. 今後の対応について

県としては、以上のダム存続の検証の結果、

① 水利権取得そのものが不透明 ② 現行水利権が3月末で失効し発電停止期間が長期化すれば、ダム存続の前提とした財政試算が崩れる ③ 国と係争して本格的な水利権取得を目指した場合、混乱が生じ長期化する恐れがあるなど、平成20年11月のダム存続とした判断の前提が大きく変わり、今後もダムを存続し売電を行っていくことは困難と判断せざるを得ない。従って、今後の対応方針については以下のとおりとする。

- (1) 荒瀬ダムについては撤去する。従って今後、撤去に向けた取組みとして河川管理者との協議を行い、撤去計画の策定、水質や底質等の環境モニタリング、堆砂や泥土の除去などを行っていく。ダムの本体撤去は、その準備のためこうした作業期間が少なくとも2年程度必要であるため、平成24年度から着手する。
- (2) ダム本体撤去に着手するまでの間に、以下の条件整備に取り組む。
 - ① 国に対して、今夏までに取りまとめる老朽化した工作物の取扱方針の中に、役割を終えた工作物として荒瀬ダムを対象に加えること、また、社会資本整備総合交付金（仮称）の県への配分額の増加や対象事業の追加・拡充、及び特別交付税の増額を強く働きかける。また、企業局は一層の経営努力に努める。こういったことにより、少しでも撤去費用の確保を図り、県財政に支障が生じないよう努める。
 - ② 道路や河川護岸の安全性の確保について、国に対して河川管理者として治水対策に主体的に取り組むよう求める。
 - ③ 代替橋や農業用水の確保など地域の要望については、八代市や、地元に対しても主体的に解決を図るよう求める。
 - ④ 環境への負の影響を少なくするため、専門技術的な観点からの国の支援を求める。
- (3) 水利権については、上記（1）の準備やその期間におけるダム管理費などの経費に充てるとともに撤去資金の確保に資するため、藤本発電所（荒瀬ダム）の発電事業を、平成24年3月31日まで継続できるよう現行水利権の許可期間を2年間延長する申請を行うこととし、速やかに許可が得られるよう国に対して働きかける。
- (4) 国や八代市のみならず、地元住民や漁業及び農業関係者、九州電力、専門家などの幅広い協力を得て、ダム撤去に伴う諸問題の解決に努める。